

平成29年度 契約監視委員会

独立行政法人 自動車事故対策機構

開催日時及び場所	平成29年6月14日（水） 15:00～17:00 独立行政法人 自動車事故対策機構 役員会議室
出席者	北村信彦委員長（公認会計士） 古笛恵子委員（弁護士、コブエ法律事務所） 堀田一吉委員（慶応義塾大学商学部教授） 森脇正人委員（独立行政法人自動車事故対策機構監事） 加藤俊子委員（独立行政法人自動車事故対策機構監事）
議事次第	○点検事項  1. 調達等合理化計画 （1）平成28年度調達等合理化計画の自己評価(案) （2）平成29年度調達等合理化計画(案) ※関連事項 点検基準に基づく点検 ①競争性のない随意契約 ②一者応札、一者応募 ③競争性のある随意契約(企画・公募) ④一般競争  2. 公益法人に対する支出
審議概要	別紙のとおり
委員会からの 意見表示又は 勧告	特に意見なし

# 審 議 概 要

別 紙

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>○点検事項 1. 調達等合理化計画 (1) 平成28年度調達等合理化計画の自己評価(案)</p> <p>大変細かく計画を実施されていて驚いている。また、毎年度計画が厳しくなっているようで、正直に言ってここまでやらなければいけないのかという印象も受けるが、厳しくせざるを得ないということも理解している。</p> <p>「一者応札・一者応募であった契約に係る検討」について、平成28年度2件のうち「安全指導業務及び被害者援護業務に関する平成28年度満足度調査実施に係る支援業務」についてであるが、7者の申込みがあったにも関わらず、1者応札となったのは、仕様内容が厳しすぎたということか。 また、平成28年度に2つの契約を一本化することにより予算に大きな変動はないということか。</p> <p>「一者応札・一者応募であった契約に係る検討」について、平成28年度2件のうち「平成28年度宅配便等業務（単価契約）」についてであるが、予定価格と契約金額が同額というのは、こういったことなのか。</p> <p>辞退理由に「発送サイズが自社で取り扱っていないサイズがあるため対応できない」とあるが、特殊なサイズであったということか。</p>	<p>本件については、平成27年度まで「安全指導業務」と「被害者援護業務」の満足度調査を別々に契約しており、効率化を図る目的で平成28年度から1つにまとめて契約を行うこととしたものである。しかしながら、契約をまとめるにあたり、これまでの別々の契約時の納期よりも若干伸ばした期間に設定したことが、結果的に納期が短すぎたことで入札参加事業者が限定されてしまったものであるため、次年度から仕様書や全体のスケジュールの見直しを図ることとしたい。 また、今回契約を一本化するにあたり、職員ができる作業は職員が実施することで見直しを行っている点で予算は若干減っている。</p> <p>予定価格の設定においては、参考見積書を複数者から徴取して市場価格調査を実施するなどして決定しているところであり、入札の結果、応札価格が予定価格と同額であったものである。</p> <p>大きなサイズであり、取扱事業者が少なく、そのサイズを仕様を含めることで競争性が担保されないことが分かったため、平成29年度以降においては、多くの事業者が共通して取り扱っているサイズに変更して、より競争性を担保させたいと考えている。</p>

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>「2.(3)調達グループ（支所）を超えた一括調達」について、調達規模はどれくらいなのか。例えばコピー用紙は、ほとんどが一括調達を行っているということか。また、コピー用紙以外の事務用品についても、本部での一括調達を行っているということによろしいか。</p> <p>今後の一括調達の検討は、本部だけではなく主管支所での調達も検討していくということか。</p> <p>「2.(4)障害者就労施設等への優先調達」については、自動車事故被害者の障害者就労施設への調達に限定している訳ではなく、国の方針に基づいた調達を実施しているということか。調達実績は主にこういった内容の物が多いのか。</p> <p>「2.(5)物品調達等におけるオープンカウンター方式の試行」について、平成28年度に4件実施し、予定価格と契約金額に1,368千円（25.2%）の差額が発生したとあるが、これは同方式が極めて有効な手段と見て良いということによろしいか。 また、平成29年度6月から、全国の主管支所で同方式の導入にあたって支所職員の負担増はないのか。節減効果や職員の負担増も含め、様々な方法で状況把握を行ってほしい。</p> <p>「3.(1)随意契約に関する内部統制の確立」について、適正契約検証チームによる点検の実施とあるが、同チームの構成員は内部のみか。</p> <p>本件については、我々のような外部の者が見ていくことが重要と考えるが、契約の都度は難しい状況であり、これからも、同チームできちんと運営をしていってほしい。</p>	<p>コピー用紙については、平成28年度から全国分をまとめて本部で一括調達を行っているところであるが、コピー用紙以外の事務用品については、今のところ本部での一括調達は行っておらず、各主管支所で管内の支所をとりまとめて一括調達を行っているところである。</p> <p>コピー用紙については平成27年度と平成28年度を比較し、約150万円の予算削減に繋がっている。コピー用紙以外の事務用品についても本部で一括調達を進められないかという意見もあり、平成29年度の検討課題である。</p> <p>そのとおりである。本部で一括調達できるものは本部で行うことで考えている。</p> <p>本調達は、障害者優先調達推進法に基づき、自動車事故による被害者を支える業務を推進している当機構として、積極的に推進しているところ。調達内容は事務用消耗品が多く、68件で156万円の実績となっており、その他の実績では家電品や什器購入となっている。</p> <p>そのとおりである。同方式の実施にあたり、主管支所職員の負担になるのかは、実際にやってみないと分からないと考えている。少額随意契約は、事務負担の軽減の側面がある一方で競争性を担保する必要もある。各主管支所の実施状況については、把握して参りたい。</p> <p>同チームは経理担当理事及び経理部長、検証案件を所掌する部長とマネージャー、経理部会計マネージャー、総務マネージャーの6名の内部の構成員となっている。</p> <p>引き続き、同チームの運営を図って参りたい。</p>

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>適正契約検証チームによる点検の実施はどのタイミングで行っているのか。</p> <p>「3.(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組」について、取組内容に「収入金の現金による収納状況を確認した。」とあるが、各主管支所における収入とは具体的にどういったものがあるのか。</p> <p>主管支所における現金収入を、本部が一括管理するのはなかなか難しいのではないかと。現金支払いではなく、クレジット払いなどの工夫は考えられないか。</p>	<p>新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、契約希望の1ヶ月前に点検を行うこととしている。これは、検証の結果、随意契約以外の契約方式で手続きを行うこととなった場合の手続きの期間を考慮したものである。</p> <p>主管支所における収入の主なものは、バス・タクシー・トラックなど自動車運送業者の運行管理者等を対象とした指導講習手数料、運転者を対象とした適性診断手数料や教材頒布がある。</p> <p>収入の半分が現金であり、受講者が当日に現金で支払うことが多い状況である。主管支所が管内の支所の収納状況を確認し、本部において管理を行うことが重要と考えている。現金以外の支払いについては、早急に検討して参りたい。</p>
<p>（2）平成29年度調達等合理化計画(案)</p>	
<p>「2.(2)一者応札の見直し」について、「適正な契約方式に移行する。」とあるが、どういった契約方式が考えられるのか。また、一者しか対応可能な者がいないという判断は難しいのではないかと。</p> <p>「2.(3)調達グループ(支所)を超えた一括調達」について、当機構以外との共同調達とは、具体的にどういった所との調達を想定しているのか。</p>	<p>同一事業者による一者応札が連続する調達案件については、検証の結果、一者しか参入できる事業者が存在しないことが確認された場合に随意契約へ移行するものであるが、公募により参加者がいないことを確認のうえ判断することも可能である。</p> <p>国土交通省の出先機関で、例えば運輸支局と当機構の主管支所が共同調達を行えないか検討中である。国の機関同士の共同調達は実施されており、国の機関と独立行政法人が共同調達を実施した場合の課題について整理しているところである。</p> <p>当機構の主管支所が入居しているビルに事務所を構えている国の出先機関との共同調達に向けた検討を行って参りたい。</p>

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>「2.(4)障害者就労施設等への優先調達」について、「積極的に推進する。」とあるが、上限なく実施するという印象を受けるが、調達件数や金額の具体的な目安はあるのか。</p> <p>「2.(5)物品等調達におけるオープンカウンター方式の実施要領策定及び実施」について、平成28年度において同方式の試行を4件実施した結果、約25%の削減効果が見られたとあるが、競争性のない随意契約は落札率が100%が多く、同じ随意契約で同方式でこれほどの削減効果があるのはなぜか。</p>	<p>障害者就労施設等からの調達にあたっては、当機構の物品等調達の仕様に対して、対応可能な納期や受注品目が限定されること及び障害者優先調達推進法の趣旨から上限枠は設けず、基本方針に従って、取組を進めて行くものである。</p> <p>競争性のない随意契約は、契約相手方が一者のみであるため高い落札率になっている。一方で、オープンカウンター方式は当機構HPに公告を出して広く募集をかけることで、複数者からの見積書の提出があり、最も安価な見積書を提出した事業者と契約することから削減効果に繋がっている。</p>
<p>2. 公益法人に対する支出</p> <p>（北村委員長） （特段の意見がなかったことから）国土交通大臣へは契約監視委員会として「特段の意見はなし」ということで報告させていただく。</p>	